

順天堂大学基礎医学研究者養成奨学生貸与要領 (研究医特別選抜者向け)

(目的)

第1条 この要領は、順天堂大学（以下「本学」という。）が優秀な基礎医学研究者の養成を目的として、医学部入学試験の研究医特別選抜（以下、研究医特別選抜）により入学した者に対して貸与する奨学生制度について必要な事項を定める。研究医特別選抜者は強い研究の意欲を持ち、本学大学院医学研究科（基礎系の講座・研究室）（以下、基礎系大学院）修了後、研究者として医学に関する研究（以下「医学研究」という。）を継続する意思を有する者とする。医学部入学後は基礎研究医養成プログラム登録学生として研究活動を行い、卒業後直ちに、もしくは初期臨床研修修了後、基礎系大学院に入学し、以下のいずれかのコースに進むものとする。

- (1) 基礎系大学院修了後、本学医学部において基礎医学研究者または病理専門医として勤務する。
- (2) 基礎系大学院修了後、本学医学部または他の研究機関において基礎臨床融合研究にもとづく橋渡し研究を行う医学研究者として勤務する。
- (3) 基礎系大学院修了後、研究等の経験を生かして官公庁において医療行政に携わる。

(奨学生の要件)

第2条 奨学生の貸与を受ける学生（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 研究医特別選抜により入学し、基礎研究医養成プログラムに登録のうえ、医学部1年次から6年次までに在学する者。
- (2) 研究医特別選抜により入学して医学部を卒業し、基礎研究医養成プログラムを継続のうえ、大学院（基礎系の講座・研究室）に在学する者。

(奨学生の貸与金額)

第3条 奨学生の貸与金額は、次のとおりとする。

月額100,000円

(奨学生の貸与期間)

第4条 奨学生の貸与期間は、医学部1年次から基礎系大学院修了までの間で10年間以内とする。ただし、基礎系大学院修学と初期臨床研修を同時に行う場合、初期臨床研修期間中の奨学生貸付を停止する。本学リサーチ・アシスタント、日本学術振興会特別研究員(DC)として採用されている期間も同様とする。

(提出書類)

第5条 奨学生は次の各号の書類を本学学長（以下「学長」という。）に届出なければならぬ。

- (1) 奨学生貸与申請書
- (2) 誓約書
- (3) 奨学生貸与契約書

(連帯保証人)

第6条 奨学生の連帯保証人は2名を要し、次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 連帯保証人のうち1名は、保護者であること。
- (2) 一定の職業を持ち、かつ独立して生計を営む者であること。

2 連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金を償還する義務を負う。

(届出等)

第7条 奨学生は、休学、停学、及び退学等の学生の身分に係る事由が発生したとき、並びに奨学生又は連帯保証人の転居、改姓等重要な事項について変更があったとき、又は疾病、心身の不調もしくは合理的配慮の必要性により研究活動の継続に著しい支障を来す事由が発生したときは、直ちに学長に届出なければならない。

(奨学金の停止及び再開)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、奨学金の貸与を停止する。

- (1) 学業成績又は品行が不良であるとき。
 - (2) 長期欠席、休学、又は停学したとき。
 - (3) 進級することができなかつたとき（現学年に留まっている期間）。
 - (4) 医学部3年次終了時点までに、大学院必修科目受講（大学院4単位の先取り取得）を怠つたとき又は90時間以上の研究を行わなかつたとき。
- 2 前項第1号から第3号により奨学金の貸与を停止された奨学生が、その事由がやんで学長に願い出たときは、奨学金の貸与を再開することがある。
- 3 第1項第4号により奨学金の貸与を停止された奨学生については、医学部4年次以降の研究活動状況等を踏まえ、基礎研究医養成プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、奨学金の貸与を再開することがある。

(奨学金の中止)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当したときは、奨学金の貸与を中止する。

- (1) 卒業の見込みがないとき。
 - (2) 転学又は退学したとき。
 - (3) 奨学金貸与申請書又は同誓約書に故意の虚偽記入があつたとき、又は正当な理由がなく第7条の届出を怠つたとき。
 - (4) 医学部4年次から6年次の各学年において、1年間の研究活動時間が0時間であったとき。
 - (5) 医学部6年次終了時点までに、大学院必修科目受講（大学院4単位の先取り取得）を怠つたとき又は累積270時間以上（大学院6単位の先取り取得）の研究を行わなかつたとき。
 - (6) その他奨学生として学長が不適当と認めた場合。
- 2 前項各号の認定及び中止の決定にあたつては、運営委員会の議を経るものとする。
- 3 奨学金の貸与を中止された者は、基礎研究医養成プログラムの登録を抹消するものとする。

(奨学生償還義務)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、奨学生は貸与された奨学生を償還しなければならない。

- (1) 基礎系大学院を修了又は奨学生貸与期間が満了したとき。
- (2) 奨学生の貸与を中止されたとき。
- (3) 奨学生の貸与を辞退したとき。
- (4) 奨学生の貸与を停止され、その後、奨学生の交付が再開されないとき。

(償還方法)

第11条 奨学生は、前条各号の一に該当したときは、貸与終了月まで受けた奨学生の全額と、貸付けを受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を合計した額を、返還事由が生じた日から1カ月以内に償還しなければならない。

(償還免除)

第12条 医学部卒業後直ちに、もしくは初期臨床研修修了後直ちに基礎系大学院に入学し、同課程を修了後、奨学生であった者が、貸与期間と同年数以上の年限、次の各号のいずれかの職（以下、免除職という。）に在職したときは、運営委員会の議を経て、奨学生償還の債務を免除することができる。

- (1) 基礎系大学院修了後、本学医学部で基礎医学研究者または病理専門医として勤務したとき。
- (2) 基礎系大学院修了後、本学医学部または他の研究機関において基礎臨床融合研究にもとづく橋渡し研究を行う医学研究者として専任又は専従する職務に就いたとき。この場合、学長に在職証明書及び研究報告書を提出し、審査により医学研究を継続している（目安としてエフォート率50%以上）と認定されることを要する。
- (3) 基礎系大学院修了後、官公庁において医療行政に携わる職務に就いたとき。この場合、学長に在職証明書及び報告書を提出し、審査により認定されることを要する。

2 奨学生であった者が、前項に定める期間、免除職に在職しなかったときは、次により算出した額を大学に償還しなければならない。前項第2号の場合は審査により医学研究に従事したとみなされた月数、前項第3号の場合には医療行政の従事が認定された月数を免除職に在職した月数とする。

(貸与した月数 - 免除職に在職した月数)

$$\frac{\text{奨学生貸与総額} \times \text{貸与した月数}}{\text{貸与した月数}} \times 1.1$$

3 奨学生が死亡、疾病又は身体障害等やむをえない事由により償還義務を履行できなくなったときは、その全部又は一部を免除することがある。

(償還の猶予)

第13条 奨学生であった者が、次の各号の一に該当するときは、願い出により、奨学金の償還を猶予することがある。

- (1) 本学に在学しているとき。
- (2) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修を行っているとき。
- (3) 第12条第1項に定める免除職に在職しているとき。
- (4) 国外留学等により、第12条第1項に定める免除職を休職中または退職後であるが、復職する意志があるとき。
- (5) 出産、育児休業、災害又は疾病その他のやむを得ない事由により研究者として従事することができないとき。ただし、本号の適用にあたっては、理由書及び医師の診断書等の事由を証明する書類を提出し、運営委員会の議を経るものとする。
- (6) その他学長が適当と認めた場合。

2 償還猶予の期間は、前項第1号から第3号および第6号に該当するときはその事由の継続する期間とし、前項第4号に該当するときは休職または退職後3年以内、前項第5号に該当するときは、その事由のある期間及びそのやんだときより1年以内とする。

3 第1項に定める償還猶予の事由が消滅した場合、奨学生であった者は、その日から1カ月以内に第12条第2項に定められた額を償還しなければならない。

(細則)

第14条 この要領に定めるものほか必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第15条 この要領の改廃は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。